

本ワーキンググループにおける検討事項等について

1. はじめに

平成 20 年 9 月のリーマンショック以降の長期にわたる不景気の影響を受け、産業廃棄物処理業界も熾烈な価格競争を強いられるとともに、公共工事の減少や産業活動全体の縮小を受け、排出される産業廃棄物量も減少するなど、業界全体として経営的に非常に厳しい状況になっている。

こうした中、平成 21 年度の産業廃棄物の不適正処理量は、平成 16 年度の調査開始以来、最大の 37.9 万ト¹となっており、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた施策強化は喫緊の課題となっている。特に、一旦不法投棄された場合、原状回復には莫大な費用が必要¹になることから、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、排出する側の排出者責任の強化とともに、廃棄物処理業の健全化が強く求められている。

このような状況を受け、昨年の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物の処理確認の義務づけなどの排出者責任の強化を行うとともに、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理業者認定制度の創設を行ったところである。同制度は本年度より運用が開始されており、産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理の工程図や財務諸表の公表を義務づけ、排出事業者が産業廃棄物処理業者の処理内容や経営状況の確認を容易に行えるようにすることにより、廃棄物の適正な処理の推進を図ることとしている。

一方、我が国の最重要課題の一つである京都議定書の目標達成（1990 年度比で 6%削減）において、廃棄物分野における対策も軽視できない状況にある。廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の 3%を占めており、2009 年度の排出量で 1990 年度比 1.4%減に留まっており、温室効果ガス排出量の削減に向け、より一層の対策推進が求められている。

加えて、廃棄物を資源として捉え、資源として再生利用し、国内循環させることは、石油等の天然資源の採掘輸送等による世界規模での温室効果ガスの発生抑制に寄与するとともに、我が国における最終処分量を減らすことになり、最終処分場から排出されるメタン等の排出抑制にもつながるうえ、我が国の持続的な経済活動を支える基盤ともなることから、そうした廃棄物の資源としてのさらなる再生利用が望まれているところである。

しかしながら、国等における産業廃棄物処理の委託は、専ら最低価格落札方式による選定となり、廃棄物の適正処理や温室効果ガスの排出削減、廃棄物の資源としての

¹ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき、本年 3 月に原状回復事業に対する国費投入の同意がなされた三重県の事例によれば、汚泥、燃え殻、廃油、がれき等の 2.7 万 m³の不法投棄に対し、汚染地下水の浄化、汚染地下水の拡散防止策やモニタリングの実施費用として約 7 億円超の総事業費が見込まれており、1m³当たり約 2 万 6 千円のコスト負担増になる。

再生利用の促進等を考慮した事業者の選定が行われているとは言い難い状況にある。

このようなことから、環境配慮契約法基本方針に産業廃棄物処理の委託に係る契約を新たに追加することにより、国及び独立行政法人等が自ら率先して環境配慮契約の推進を図るとともに、これを呼び水とし、民間部門への波及を目指すものである。

2. 環境配慮契約法の構造について（全体像）

環境配慮契約法、基本方針及び解説資料の関係は、以下のとおりである。

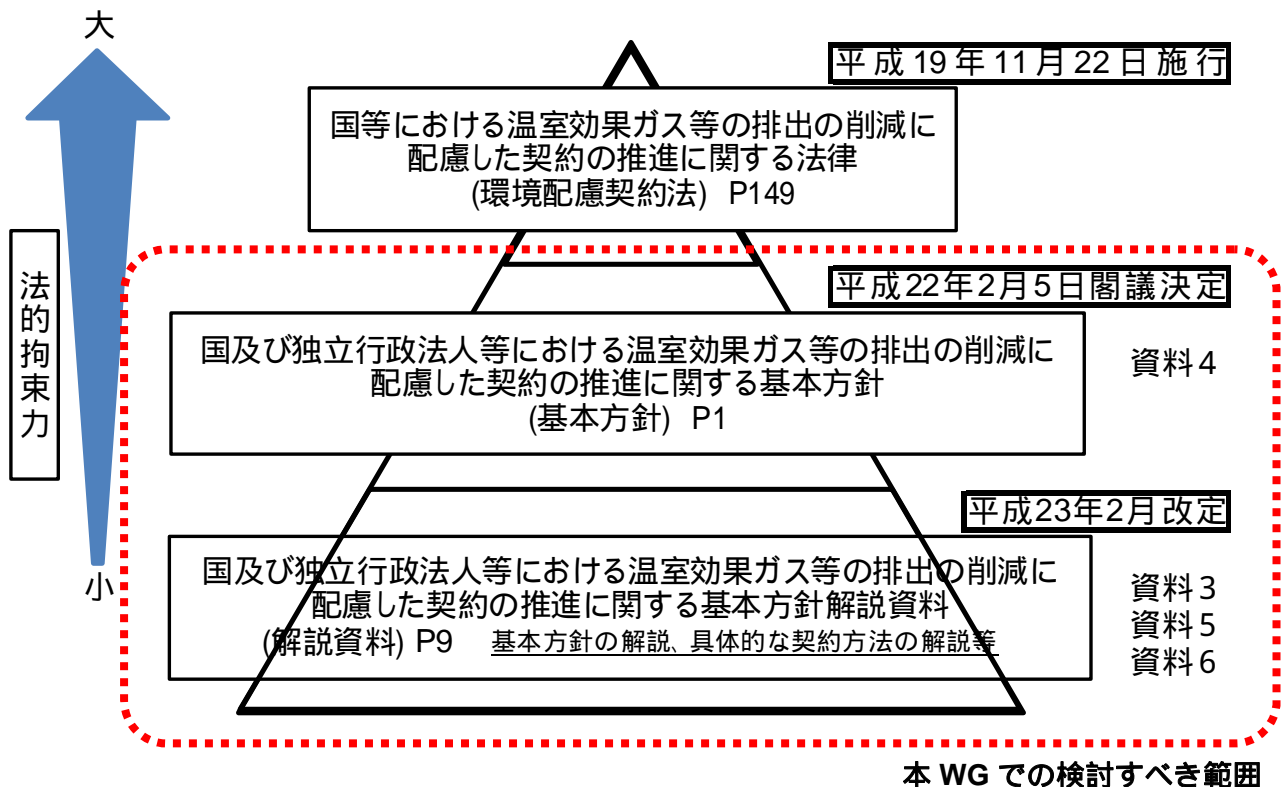


図1 環境配慮契約法・基本方針等の構造イメージ

3. 基本方針及び解説資料の位置づけ

（1）基本方針

環境配慮契約法第5条第1項において「国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。」とされており、また、同条第4項により閣議の決定を求め、同条第6項により公表することとなっている。

（2）解説資料

解説資料は、基本方針の解説を行なうとともに、具体的な契約方法に触れて国等の発注担当者に対し、標準的な契約手続等を示している（担当者が契約を締結する際に参考として使用されることを想定したもの）。

総合評価落札方式を採用している契約類型である「自動車の購入等」を例にとると、解説資料において「具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること」となっており、契約に当たっては採用する総合評価落札方式について財務省との個別協議が前提となる。ただし、解説資料に記載した方式については、契約類型の設定時に財務省と包括協議を行っており、同方式による契約にあっては、財務省との個別協議を省略することができる。

4. 本ワーキンググループにおける検討事項

本ワーキンググループにおいては、環境配慮契約法への産業廃棄物処理の委託に係る契約の追加に当たり、基本方針の趣旨や背景等を踏まえ、産業廃棄物処理の委託に係る契約について考慮すべき基本的な考え方を検討整理するとともに、それらの考え方に即した基本方針の追加記載内容、及び当該基本方針の解説と具体的な契約手続の参考となる標準契約方法を盛り込んだ解説資料をとりまとめる。

参考表 既存の契約類型の基本方針の記載概要

契約類型	基本方針の記載概要
電気の供給を受ける契約	電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況による裾切り方式により入札参加条件の付与（当分の間、最低価格落札方式） 当該地域の実情の勘案、安定供給の確保、公正な競争の確保 他の施策との調和の確保 等
自動車の購入等に係る契約	入札に付する場合は、価格と環境性能（燃費）を総合的に評価（総合評価落札方式：除算方式） 行政目的等を適切に勘案すること 具体的な条件は調達者が設定すること 等
船舶の調達に係る契約	設計業務を発注する場合は、原則として環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用 小型船舶を調達する場合は、推進機関の燃料消費率等を要件に含めること（裾切り方式による最低価格落札方式） 行政目的等を適切に勘案すること 等
ESCO 事業に係る契約	ESCO 事業を可能な限り幅広く実施すること 既存施設の状況の事前把握、長期供用計画の作成 価格以外の要素を考慮して事業者を決定（国の機関の場合は総合評価落札方式） 等
建築物に関する契約	設計業務を発注する場合は、原則として環境配慮型プロポーザル方式を採用 設計業務を発注する場合は、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記 公平性、透明性及び客観性の確保 等